
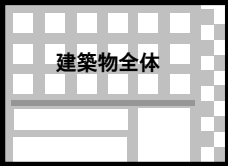
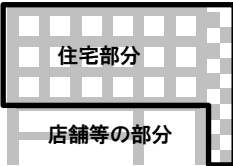
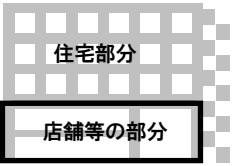


建築物省エネ法（第30条）に基づく 省エネ性能向上計画の認定手数料について

横浜市建築局

省エネ性能向上計画の認定申請手数料は、認定の対象範囲によって金額の算定方法が異なります。また、
【ケース1】建築主が横浜市への申請前に登録住宅性能評価機関等の技術的審査の適合証を受ける場合
【ケース2】建築主が横浜市に直接申請する場合
 により横浜市への認定申請手数料が異なります。また、**【ケース2】**の場合の認定申請手数料は、評価方法（標準入力法・誘導仕様基準による方法・モデル建物法など）によっても異なります。
 なお、**【ケース1】**の場合は、登録住宅性能評価機関等の審査料等が別途発生します。

■認定の対象範囲と優遇措置の有無

区分	① 一戸建ての住宅	② 一戸建ての住宅以外		
認定対象範囲	 建築物全体	 建築物全体	 住宅部分 店舗等の部分	 住宅部分 店舗等の部分
対象となる建築物	一戸建ての住宅	一戸建ての住宅以外の全ての建築物	複合建築物	複合建築物
35条認定 (容積率緩和)	○ ○	○ ○	○ ×	○ ×

① 一戸建ての住宅の認定の場合

一戸建ての住宅の認定申請をする場合、認定申請手数料は住宅の床面積の区分に応じて次の金額となります。

区分	建築主が横浜市への申請前に 登録住宅性能評価機関等の 技術的審査の適合証を受ける場合		建築主が横浜市に直接申請する場合	
	誘導仕様基準 (※1)	仕様・計算併用法 (※2)	仕様基準 (標準計算等)	
200㎡未満	4,700円	17,000円	25,000円	34,000円
200㎡以上	4,700円	19,000円	28,000円	38,000円

※1 外皮性能及び一次エネルギー消費量性能ともに誘導仕様基準により評価したものに限りします。

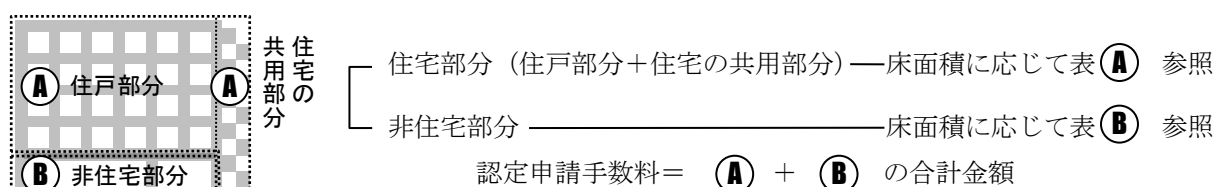
※2 外皮性能、一次エネルギー消費量性能のいずれか一方を誘導仕様基準、他方を標準計算により評価したものに限りします。

② 一戸建ての住宅以外の認定の場合

一戸建ての住宅以外の建築物の認定申請をする場合、認定申請手数料は、住宅部分（住宅の共用部分を含む）

※3の床面積及び非住宅部分の床面積に応じ、裏面の表に掲げる額のうち、認定に係るものを合計した額となります。

【複合建築物の全体を認定する場合】



A 住宅部分 住宅部分の床面積の合計に応じて次の金額となります。

区分	建築主が横浜市への申請前に 登録住宅性能評価機関等の 技術的審査の適合証を受ける場合		建築主が横浜市に直接申請する場合	
		誘導仕様基準 (※1)	仕様・計算併用法 (※2)	性能基準 (標準計算等)
300㎡未満	9,400円	33,000円	51,000円	69,000円
300㎡以上 2,000㎡未満	20,000円	57,000円	86,000円	120,000円
2,000㎡以上 5,000㎡未満	45,000円	100,000円	150,000円	200,000円
5,000㎡以上	81,000円	160,000円	220,000円	280,000円

- ※1 外皮性能及び一次エネルギー消費性能ともに誘導仕様基準により評価したものに限りします。
- ※2 外皮性能、一次エネルギー消費性能のいずれか一方を誘導仕様基準、他方を標準計算により評価したものに限りします。
- ※3 共同住宅の一次エネルギー消費量の算出について、共用部分を計算しない評価方法により建築物の省エネ性能を算出した場合、手数料の対象面積から共用部分の床面積を減じます。(共用部分の床面積を面積表等に明示していただくをお願いします。)

B 非住宅部分 非住宅部分の床面積の合計に応じて次の金額となります。

区分	建築主が横浜市への申請前に 登録住宅性能評価機関等の 技術的審査の適合証を受ける場合		建築主が横浜市に直接申請する場合	
		モデル建物法(※4)	モデル建物法以外 (標準入力法,BEST等)	
300㎡未満	9,400円	87,000円	230,000円	
300㎡以上 1,000㎡未満	16,000円	110,000円	290,000円	
1,000㎡以上 2,000㎡未満	27,000円	150,000円	370,000円	
2,000㎡以上 5,000㎡未満	80,000円	240,000円	530,000円	
5,000㎡以上 10,000㎡未満	130,000円	310,000円	650,000円	
10,000㎡以上 25,000㎡未満	160,000円	370,000円	770,000円	
25,000㎡以上	200,000円	440,000円	870,000円	

- ※4 外皮性能及び一次エネルギー消費性能ともにモデル建物法(モデル建物法(小規模版)を含む)により評価したものに限りします。

(例1) 住宅部分(共用部分100㎡を含む)2000㎡、店舗部分500㎡の建築物について、横浜市に直接申請する場合で、住戸部分を性能基準による評価方法、共用部分の一次エネルギー消費量を計算しない評価方法、店舗部分にモデル建物法を使用したときの認定申請手数料

A 住宅部分 (2,000-100=1,900㎡) + **B** 非住宅部分 (500㎡)

性能基準(標準計算等) 300㎡以上 2,000㎡未満 120,000円	+	通常用途 / モデル建物法 300㎡以上 1,000㎡未満 110,000円	=	<u>230,000円</u>
--	---	--	---	-----------------

(例2) 例1の建築物の住宅部分のみについて、登録住宅性能評価機関等の技術的審査の適合証を受ける場合の認定申請手数料

A 住宅部分 (2,000㎡)

適合証を受ける場合 2,000㎡以上 5,000㎡未満 45,000円	=	<u>45,000円</u>
---	---	----------------

なお、変更申請手数料は、原則、認定申請手数料の半額となります。
ただし、当初申請と変更申請の評価方法が異なる場合には半額とならないことがあります。
詳細は下記の連絡先までお問い合わせください。

■ 自他供給型熱源機器等から熱等の供給を受ける他の建築物も含めた複数の建築物の認定を受ける場合
申請建築物の用途及び床面積に応じ①②の手数料表に掲げる額と、当該計画に係る他の建築物1棟につき当該他の建築物の用途及び床面積に応じ①②の手数料表に掲げる額を合計した額としてください。

■ 建築基準関係規定への適合審査を併せて申請する場合
認定申請手数料に確認申請等の手数料が加算されます。詳細は下記の連絡先までお問い合わせください。

■ 建築物省エネ法に基づく省エネ性能向上計画の認定制度に関するお問合せ先 ■

横浜市 建築局 建築企画課 建築環境担当 TEL 045-671-4526
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎25階